

宴会・催事規約

本書は、ディライト株式会社が運営する会場での宴会または催事（以下「宴会等」と称する）のご契約、ご利用、および予約内容の詳細に関する事項を定めるものとする。

第1条 宴会時間と追加室料

宴会場等のご使用開始から終了までのご契約時間（以下宴会時間と称する）は所定の室料金を頂いておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加室料を頂戴いたします。

また、宴会時間の前後の準備時間と撤去時間の合計が1時間までは無料ですが、1時間を超える場合は超過時間に応じて追加室料を頂戴いたします。

ただし、次の会場使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございますので予めご了承ください。

第2条 有料人数の確認

料理・飲物の手配を要する人数（以下「有料人数」）につきましては、下記の通り会場へお知らせください。

- 1.ご宴会実施日の14日前
- 2.ご宴会実施日の7日前
- 3.2以降につきましては、その都度 会場へお知らせください

※3日前以降に有料人数の減少が発生した際は、減少した人数様分の料理代金100%をご請求させていただきます。

第3条 内金・前払金

宴会などのご予約時に内金をお支払い頂く場合がございます。内金の金額は宴会見積り総額に基づいて会場より提示させていただきます。

また、会場から提示いたしました宴会見積り総額を原則として、宴会等のご利用予定日の14日前までに現金でお支払い頂く場合がございます。

第4条 精算

精算は、現金・クレジットカード・振込のいずれかにてお願い致します。後日お支払予定の場合、事前に精算日を会場にお知らせ頂き会場の同意を得た場合のみ可能とさせていただきます。なお、振込の場合、振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます。

第5条 取消料・予定日の変更料

すでにご予約いただきましたご宴会等をお客様のご都合により取消、または日程変更をされる場合は、別に定める取消料または変更料を頂戴いたします。

取消料・変更料は以下の通りです。

- 開催日の61日前まで：ご宴会等お見積り金額の 0%
- 開催日の60日前～31日前まで：ご宴会等お見積り金額の 50%
- 開催日の30日前から15日前まで：ご宴会等お見積り金額の 70%
- 開催日の14日前から4日前まで：ご宴会等お見積り金額の 80%
- 開催日の3日前から当日まで：ご宴会等お見積り金額の 100%

※手配等による費用が発生した場合は、別途頂戴いたします。

第6条 装飾・余興等の手配、直接ご依頼の業者に対する指示

ご宴会等に関連する装飾、設営、撮影、音楽、余興、レセプタント等につきましては、当方より指定業者に手配させていただきます。お客様が指定業者以外に依頼される場合は、事前に会場にご連絡頂き了解を得た後にご依頼ください（会場の事前の同意を得ないで直接業者にご依頼なさることはご遠慮ください）。会場の了解のもとにお客様が直接依頼された業者が行う機器・材料の搬入出、看板サイズ、設置場所等の設定につきましては、事前に担当係員とお打ち合わせの上、会場の指示に従っていただきます。

第7条 禁止事項

下記の事項につきましては、禁止とさせていただきます。。

- 1.近隣への配慮のため、アンプを必要とする楽器およびドラム等、騒音を発する機材のお持込み
- 2.犬（盲導犬・介助犬・聴導犬を除く）猫、その他のペットや家畜等動物のお持込み
- 3.発火性、引火性の物品やその他危険物のお持込み（クラッカー等）
- 4.お申込み時に定めた当会場の使用目的に沿わない利用
- 5.暴力団等反社会勢力またはその関係者の利用
- 6.法令又は公序良俗に反する行為や他のお客様のご迷惑となる行為
- 7.悪臭を発するものの持ち込み
- 8.備品の移動
- 9.清掃に時間のかかる行為（紙吹雪等）
- 10.お車を運転されるお客様の飲酒
- 11.その他宴会場利用契約締結に際し、会場から申し出た事項

第8条 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについてはディライト株式会社ホームページ「プライバシーポリシー」にてご確認ください。

<https://dlight.jp/privacy-policy/>

第9条 会場からの解約（契約締結拒否を含む）

お申込者様に下記の事実があるとき、会場はお申込を断るか、または既に成立した契約を解約することがあります。

すでに成立した契約を解約する場合は、解約を通知した日を基準に、お客様は第5条規定のキャンセル料をお支払いいただきます。

- 1.法令、公序良俗に反する行為をされた場合、もしくはその恐れがあると会場が判断した場合
- 2.他のお客様にご迷惑をおかけする行為をされた場合、もしくはその恐れがあると会場が判断した場合
- 3.お申込者様が本規約の内容に違反された場合、もしくはその恐れがあると会場が判断した場合
- 4.第7条の5項に該当する、暴力団等反社会勢力であると判明した場合
- 5.会場の他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- 6.会場若しくはその従業員に対し、暴力的な要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合
- 7.第4条に定める期日内に最終請求金額のお支払がなされない、もしくはお支払いいただけない恐れがある場合

第10条 損害賠償

お客様（お客様側の全ての関係者を含みます）及びお客様が直接ご依頼された業者の方により、当会場の施設、什器備品等に損傷等損害が発生した場合は、その修復に関して会場よりご指示申し上げますので、それに応じて速やかに損害賠償金をご負担頂きます。

第11条 免責事項

次に定める事由に該当する場合には、お客様、会場双方とも免責とさせていただきます。その際会場は契約を解除することができるものとします。

- 1.天変地異、自然災害、火災、戦争、テロ、内乱、暴動、ストライキ、交通の閉塞、感染症等伝染病の地域的蔓延その他不可抗力で宴会等の履行が不可能又は著しく困難になったとき。
- 2.政府・地方自治体の規制・命令又は指導、法令に基づく公権力の行使もしくは関係官庁の指導等による会場の収容、取り払い、使用禁止等の事由が発生するなど、宴会等の履行が不可能又は著しく困難になった時。

第12条 その他

- 1.現金、貴重品等の高価品、或いは、割れ物、生物などのお預かりは、お断りさせていただきます。宴会等におきまして事故・盗難等が発生した場合、会場では一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 2.防火上、灰皿の用意されていないところでの喫煙はご遠慮願います。

【ご申込内容】

別紙：お見積り書をご確認ください。

別紙：宴会使用要綱をご確認ください。